

○ 再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

(1) 家庭ごみのリサイクルの推進

可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量化に向けた意識啓発と、資源化・減量化を図るため、生ごみ処理機等の斡旋などを行っています。

また、高品質堆肥づくりの推進や建築資材リユースの研究にも取り組んでいます。

(2) 事業ごみリサイクルの推進

再生可能な紙ごみの清掃工場への搬入規制や、近隣オフィスの紙ごみを効率的に回収するミニオフィス町内会の設立支援「秘密文書再生システム」への参加の働きかけなどを行っています。

(3) 熱回収(サーマルリサイクル)の推進

清掃工場でのごみ焼却余熱を、発電、給湯・冷暖房及び近隣施設への温水供給に利用しています。

(4) 焼却残渣のリサイクルの推進

焼却灰のセメント原料としての利用や、焼却灰を熔融処理した熔融スラグの、道路舗装材等としての再生利用を推進しています。

(5) 産業廃棄物排出業者への指導

多量排出事業者(年間500トン以上を排出する者)に対して、減量化に向けた指導を行うとともに、最終処分されている産業廃棄物のうち、特にリサイクル技術が進展している汚泥などについて、リサイクルの推進を図っています。

(6) 建設副産物のリサイクルの推進

本市が発注する建設工事については、建設副産物(建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材及び建設汚泥など)の再資源化などに努めています。

(7) 再使用(リユース)の促進

西部リサイクルプラザにおいて、不用品情報のインターネット等での提供や、大型ごみとして出された家具や放置自転車の補修再生後の販売などを行っています。

○ 廃棄物適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の焼却施設、最終処分場の管理と整備

紙ごみなどの搬入規制物を排除するとともに、広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、災害等に対応できる処理能力の確保に取り組んでいます。また、整備にあたっては、地域住民との対話を十分図るとともに、環境影響評価を実施するなど環境の保全について適正な配慮を行なっています。

(2) 産業廃棄物の処理施設の整備

廃棄物の不法投棄など不適正処理事案の発生を未然に防止し、市民の生活環境の保全を図るため、産業廃棄物の民間処理施設の適正な整備を促進しています。

整備にあたっては、生活環境に配慮するとともに、周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。

(3) 産業廃棄物排出事業者等への指導・監督

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、自動車リサイクル法に基づく廃自動車の適正な引取りやフロン回収、再資源化基準に沿った解体、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物や廃石綿等の適正処理などについて指導、監督を行っています。

また、ISO14001認証の取得や、処理業者の優良性に係る評価制度運用の促進などにより、優良事業者の育成を図っています。

